

議案第61号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、中規模建築物について、その規模に見合った建築物移動等円滑化基準を適用させる必要があるので、本案を提出する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第18条第1項、同条第2項第1号（階から階に至る階段を除く。）、第2号、第6号及び第7号、同条第3項、第19条（便所に係る規定に限る。次項において同じ。）、第21条（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、第22条並びに第24条」を「令第19条及び第25条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条を次のように改める。

第6条 法第14条第3項の規定により条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 中規模建築物 次のア及びイに定めるもの並びに次条から第15条まで（第13条第1項第5号ア及びイ(㍿)を除く。）及び第16条に定めるもの

ア 令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号及び第2項、第16条、第21条（令第20条第2項の規定による案内設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、第22条並びに第24条に規定する基準によるもの

イ 令第18条第1項第2号及び第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第2項第1号（階から階に至る階段を除く。）、第2号、第6号及び第7号（同号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と読み替えるものとする。）並びに同条第3項に規定する基準によるもの

(2) 中規模建築物以外の特別特定建築物 次条から第16条までに定めるもの

第8条第2項中「中規模共同住宅」を「特別特定建築物のうち床面積の合計が1、

000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「中規模共同住宅」という。）」に改める。

第13条第1項第5号イ(ア)中「（中規模建築物については、135センチメートル以上）」を削る。

第17条中「第3条から第15条まで」の次に「（第5条については、特別特定建築物のうち床面積の合計が500平方メートル未満のもの（中規模建築物を除く。）に限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に着手した建築については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第4号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は適用しない。